

学校施設使用時の喫食について

令和4年10月1日（土）より、屋外にて、
一定の条件の下、喫食可能といたします。

○喫食可能施設

校庭、体育館外側の屋根の下などの屋外施設

※学校施設の工事に伴い屋外施設が使用できない場合は、
喫食不可とします。

○注意事項

★屋外

★使用者間の身体的距離の確保

★黙食

を徹底してください。

※上記事項にご協力いただけない場合は、
施設使用を禁止いたします。

【お問い合わせ】

- 教室開放に関すること 東村山市教育委員会 教育部 社会教育課 ☎ 042-393-5111(3817)
- スポーツ開放に関すること 東村山市 地域創生部 市民スポーツ課 ☎ 042-393-5111(3261)

※学校へのお問い合わせはご遠慮ください。